

住宅用家屋証明申請書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

茨城県筑西市長 殿

平成 年 月 日

申請者

代理人

住所

住所

氏名

氏名

電話

()

電話

()

家屋の所在地	筑西市
建築年月日	平成 年 月 日 新築
取得年月日	平成 年 月 日 取得
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	m ²
構造	造
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工事費用の総額 (ロ)(a)の場合に記入)	円
売買価格 (ロ)(a)の場合に記入)	円

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 [平成 年 月 日 { (ハ) 新築 } { (ニ) 取得 }] が

この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	筑西市
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落

平成 年 月 日

茨城県筑西市長 須藤 茂

申立書

平成 年 月 日

茨城県筑西市長 殿

所有者 住所

氏名

電話番号

印

このたび、私が建築し、または取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1 家屋の表示

所在地

家屋番号

2 家屋の住居表示

3 入居予定年月日 平成 年 月 日

4 現在の家屋の処分方法

5 入居が登記の後になる理由

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽の記載があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

